

クリーンロード支援事業 実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この実施要領は大分県が管理する道路沿線において実施されるクリーンロード支援事業の実施にあたり、事務処理等に関する必要事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、道路の環境美化等の活動に自主的に取り組む団体に対して、活動に要する費用等を支援することにより、ボランティア団体の育成と活動の継続を図り、もって県民の道路愛護気運の醸成と地域の主体性が反映された道路管理の実現を目指すことを目的とする。

(対象団体)

第3条 自治会、ボランティア団体、NPO法人等の団体（以下、各団体という。）とする。

第2章 美化事業（草刈り活動）

(対象活動)

第4条 支援を行う活動は、次条の範囲において草刈りを行う延べ作業面積が100平方メートル以上、草刈り回数年2回以内とする。

(対象範囲)

第5条 原則として道路路肩から片側幅2メートル以内の範囲とする。ただし、以下の箇所についてはこの限りではない。

- ①交差箇所の見通し確保など交通安全上必要と認められる箇所
- ②景観等の理由により特に必要と認められる箇所
- ③その他特に道路管理者が必要と認める箇所

(実施期間)

第6条 美化事業の実施期間は、当該年度の6月1日から当該年度の10月31日までとする。

(報償費)

第7条 報償費は以下のとおり算出するものとする。

- 1) 交通規制が必要な箇所においては、草刈面積1平方メートル・1回当たり12円
- 2) 交通規制が不要な箇所においては、草刈面積1平方メートル・1回当たり8円

(実施計画)

第8条 各団体は作業に先立ち作業計画書を作成し、当該道路を管理する土木事務所へ提出する。なお、各種様式については以下とおりとする。

- 1) 作業計画書 ……様式3
- 2) 参加者名簿（計画） ……様式3-2
- 2 土木事務所は提出された作業計画書をもとに、以下の資料を作成する。
 - 1) 美化事業実施箇所一覧表（計画） ……様式1
 - 2) 美化事業実施箇所位置図（計画） ……様式2
- 3 土木事務所は前項の資料を作成した後に、様式1、2及び様式3、3-2の写しを道路保全課へ提出する。

（賠償責任保険及び傷害保険）

第9条 傷害保険及び賠償責任保険の加入手続きは、土木事務所に代わり道路保全課が行うものとする。

2 賠償責任保険の内容については、以下のとおりとする。

①身体賠償 1名について5,000万円
1事故最高 7億円
免責金額 なし

②財物賠償 1事故 3,000万円
免責金額 なし

3 傷害保険の内容については、以下のとおりとする。

①死亡・後遺障害保険金 1,000万円
②入院保険日額 8,000円
③通院保険日額 5,000円

（完了報告）

第10条 各団体は作業完了後、作業完了報告書を作成し、当該道路を管理する土木事務所へ提出する。

- 1) 作業完了報告書 ……様式6
- 2) 参加者名簿（実績） ……様式6-2
- 2 土木事務所は作業の完了報告を受けた後に、完了の確認を行うものとし、作業完了報告書（様式6）の土木事務所完了確認欄に必要事項を記入する。
- 3 土木事務所は提出された作業完了報告書をもとに、以下の資料を作成する。
 - 1) 美化事業実施箇所一覧表（実績） ……様式4
 - 2) 美化事業実施箇所位置図（実績） ……様式5
- 4 土木事務所は資料を作成した後に、様式4、5及び様式6、6-2の写しを道路保全課へ提出するものとする。

（報償費の支払い）

第11条 土木事務所は、前条の完了確認後に各団体へ前条第3項で算出した報償費を支払うものとする。

（事前に「債権者登録入力票」（様式11）を受理しておくこと。）

なお、美化活動に対する謝礼としての報償費の支払いであるため、団体からの請求書は不要である。

(感謝状の授与)

第12条 草刈活動を過去3年間継続して行った団体に対して、感謝状を授与する。

- 2 感謝状の授与は、毎年『土木の日（11月18日）』に近い日程で、各土木事務所が定める日に行うものとし、感謝状は各土木事務所において作成し、土木事務所長から授与する。
- 3 土木事務所は授与後すみやかに感謝状授与状況報告書（様式12）により道路保全課へ報告するものとする。

第3章 支援事業（花植え等活動）

(対象活動)

第13条 支援の対象となる活動は以下のとおりとする。

- 1) 花植え活動
- 2) 街路樹の落葉清掃など（ゴミ・空き缶拾い及び側溝清掃は、規模が大きく、既に地域ボランティア活動として根付いた活動であるため、支援対象活動から除外する。）
- 3) 道路構造物の落書き消し
- 4) ガードレール・カーブミラー等の清掃

(実施期間)

第14条 支援事業については、年間を通じて実施可能とする。但し、年度途中からの実施申込みについては、道路保全課と協議するものとする。

(活動奨励金)

第15条 対象となる資材費等は以下のとおりとする。

- 1) 花の種・苗、肥料、プランター等の資材費
- 2) タオル、軍手、ゴミ袋、バケツ、ロープ、草刈機の刃等の消耗品費
- 3) 道路環境美化活動の団体の立ち上げに必要な消耗品費等
- 2 人件費、交通費、草刈機、発電機・洗浄機などの機械類購入費などは対象外とする。
- 3 活動奨励金の上限金額は、1団体あたり10万円とする。
- 4 前条による年度途中からの実施希望については、予算上の制限があるため前項の規定によらず、支給額を減じることがある。

(実施計画)

第16条 各団体は実施に先立ち活動計画書を作成し、当該道路を管理する土木事務所へ提出する。

- 1) 活動計画書・・・様式8
- 2 土木事務所は提出された活動計画書をもとに、以下の資料を作成する。

1) 支援事業実施箇所一覧表（計画）・・・様式7

3 土木事務所は前項の資料を作成した後に、様式7及び様式8の写しを道路保全課へ提出する。

（完了報告）

第17条 各団体は作業完了後、活動実施報告書を作成し、当該道路を管理する土木事務所へ提出する。

1) 活動実施報告書・・・様式10

2 土木事務所は提出された活動実施報告書をもとに、以下の資料を作成する。

1) 支援事業実施箇所一覧表（実績）・・・様式9

3 土木事務所は前項の資料を作成した後に、様式9及び様式10の写しを道路保全課へ提出する。

（活動奨励金の支払い）

第18条 土木事務所は、前条の完了確認後に、各団体へ前条第3項で算出した活動奨励金を支払うものとする。（事前に「債権者登録入力票」（様式11）を受理しておくこと。）

なお、美化活動に対する謝礼としての報償費の支払いであるため、団体からの請求書は不要である。

（その他）

第19条 花植え（直植え）箇所やプランターなどの設置箇所、活動後の現状復旧などについて、各土木事務所は、活動団体と十分協議しておくこと。

第4章 共通事項

（作業中看板）

第20条 活動のPRや注意喚起のための作業中看板、カラーコーン、安全ベストなどについて、実施団体から土木事務所へ希望があった場合は、無償で貸与できるものとする。

2 土木事務所において作業中看板等の購入が必要な場合は、道路保全課と協議するものとする。